

## 池袋副都心移動システム(IKEBUS)推進事業について

### 1. 池袋副都心移動システムの協定について

平成 31 年 1 月 31 日に締結した「池袋副都心移動システムの運営に関する基本協定書」(WILLER 株式会社)及び「電気バスを用いたまちの活性化に資する事業に関する基本協定書」(一般社団法人 としまアートカルチャーまちづくり協議会)は、令和 6 年 3 月 31 日までの有効期間としている。

協定の満期に伴い、両事業者より協定の更新について協議依頼があったため、この更新について評価委員会の意見を聞き、下記の通り協定を更新することとした。

#### (1) 評価委員会

① 開催日 令和 5 年 9 月 4 日

② 事業実績及び事業計画について

別紙「池袋副都心移動システム推進事業に関する事業者の事業実績及び事業計画概要書」のとおり

③ 評価委員会での意見(抜粋)

- ・ 車両の不具合による減便が惜しい。安定した供給を。
- ・ インバウンド需要の取り込み、観光需要に特化した料金体制、世界に向けた発信力の強化を。
- ・ まちのにぎわいづくりという観点から、協賛企業と協力して収入を増やす施策を実施していくこと。

④ 結論

「池袋副都心移動システムの運営に関する基本協定」及び「電気バスを用いたまちの活性化に資する事業に関する基本協定」について、両事業者との協定更新について賛成。

#### (2) 協定の更新

評価委員会での結果に基づき各事業者と協定等について協議を行い、新たな基本協定を締結することとした。

➤ 有効期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

### 2. IKEBUS 運賃の適用方法の明文化について

令和6年3月15日付け国土交通省物流・自動車局長通達「精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について」を踏まえ、障がい者運賃の適用範囲及び同伴する介添人について明記していなかったため明文化することとした。

◆ 以下に掲げる障害者手帳等の提示により、その所持者及び同伴する介添人 1 名を適用対象とする。

- ① 身体障害者福祉法第 15 条 4 項に規定する「身体障害者手帳」
- ② 東京都が発行する「愛の手帳」、並びに厚生事務次官通知療育手帳制度要綱に基づき各自治体が発行する「療育手帳」
- ③ 東京都が発行する「精神障害者保健福祉手帳」
- ④ 児童福祉法の適用を受けている者で保護施設長が発行する所定の運賃割引証

⑤ 以上の各項に準ずるスマートフォン向け障害者手帳アプリ

※ 子ども、高齢者の各運賃適用該当者は各々の割引を適用し障がい者割引の対象外とする。

◆ 障がい者1名につき、介添人1名を適用。(子ども・高齢者・障がい者と同一運賃)